

住宅・建築物 省エネ・省CO₂施策と 支援事業の概要

国土交通省 住宅局
住宅生産課 建築環境企画室

 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向

2. 主な省エネ支援施策

3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要

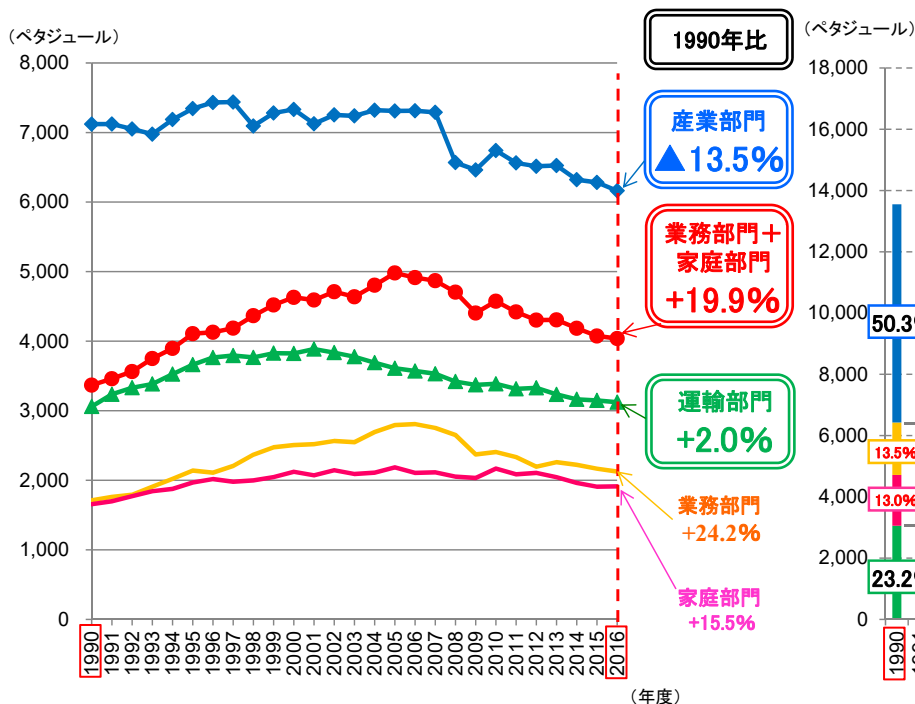
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要

5. その他

部門別のエネルギー消費の推移

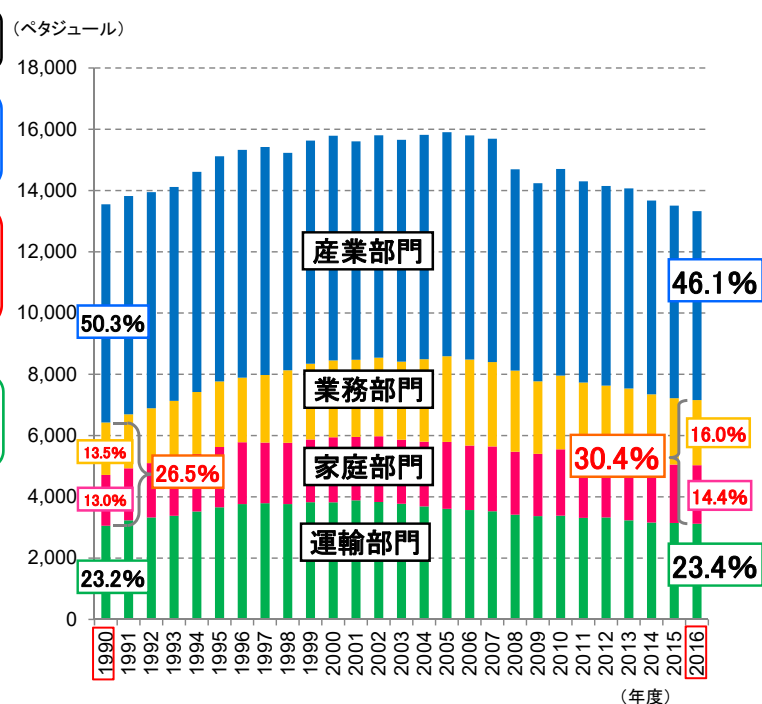
- 他部門（産業・運輸）が減少・微増する中、**業務部門・家庭部門のエネルギー消費量は大きく増加**し（90年比で約20%増）、現在では**全エネルギー消費量の約3割**を占めている。
- **建築物における省エネルギー対策の抜本的強化**が必要不可欠。

【最終エネルギー消費の推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

【シェアの推移】



出典:平成28年度エネルギー需給実績(確報)(資源エネルギー庁)

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策

- 2015年7月、「日本の約束草案」を地球温暖化対策推進本部において決定、国連気候変動枠組条約事務局に提出。

2030年度に2013年度比26.0%減の水準

- 2015年12月、COP21（気候変動枠組条約 第21回締約国会議）において、全ての国が参加する2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定を採択。

- パリ協定を踏まえ、「日本の約束草案」で示した中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、地球温暖化対策計画を策定（2016年5月13日閣議決定）。

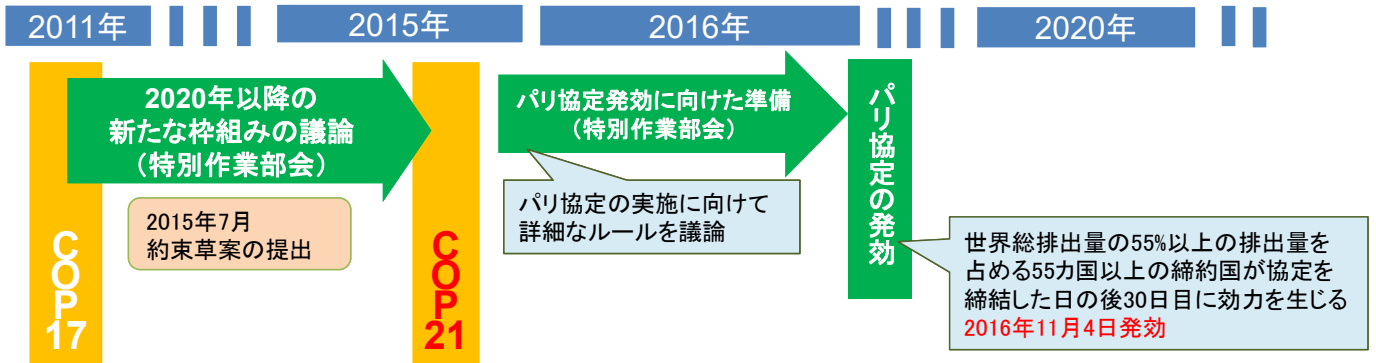
エネルギー起源CO₂の各部門の排出量の目安

(百万t-CO₂)

	2013年度実績	2030年度の排出量の目安	削減率
エネルギー起源CO ₂	1,235	927	▲25%
産業部門	429	401	▲7%
業務その他部門	279	168	▲40%
家庭部門	201	122	▲39%
運輸部門	225	163	▲28%
エネルギー転換部門	101	73	▲28%

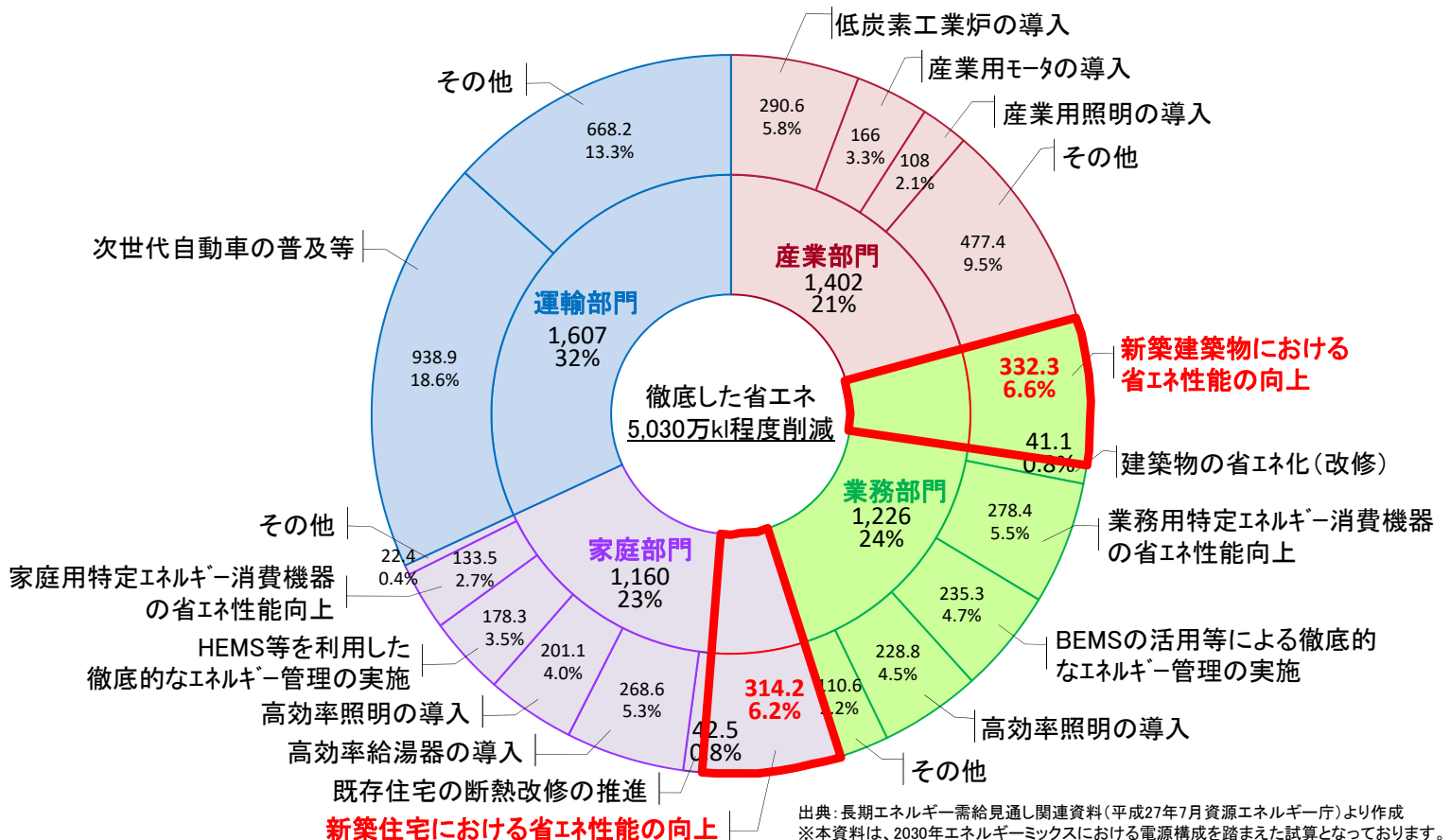
※ 温室効果ガスには、上記エネルギー起源CO₂のほかに、非エネルギー起源CO₂、一酸化二窒素、メタン等があり、これらを含めた温室効果ガス全体の削減目標が▲26.0%

パリ協定採択までの経緯と今後のスケジュール



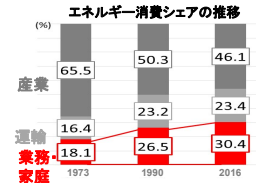
新築の住宅・建築物における地球温暖化対策計画の目標

- 新築の住宅・建築物における削減量は、全体の12.8%を占める。



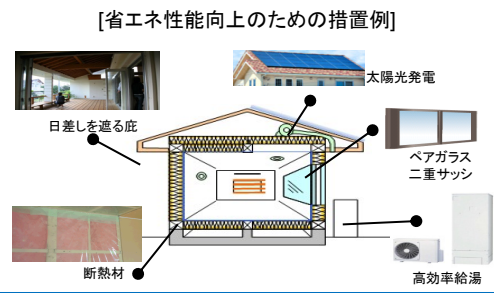
背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給構造の逼迫の解消や、地球温暖化対策に係る「パリ協定」の目標*達成のため、住宅・建築物の省エネ対策の強化が喫緊の課題
 - *我が国の業務・家庭部門の目標(2030年度)：温室効果ガス排出量約4割削減(2013年度比)
 - *本法に基づく段階的な措置の強化は、「地球温暖化対策計画(2016.5閣議決定)」「エネルギー基本計画(2018.7閣議決定)」における方針を踏まえたもの
- ⇒ 住宅・建築物市場を取り巻く環境を踏まえ、規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を講じることが必要不可欠



法律の概要

オフィスビル等	オフィスビル等に係る措置の強化 法公布後2年以内施行 建築確認手続きにおいて省エネ基準への適合を要件化 ○ 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする建築物の対象を拡大 (延べ面積の下限を2000㎡から300㎡に見直すことを想定)
	複数の建築物の連携による取組の促進 法公布後6ヶ月以内施行 複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進 ○ 省エネ性能向上計画(容積率特例)*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加 (高効率熱源(コージェネレーション設備等)の整備費等について支援(※予算関連))
マンション等	マンション等に係る計画届出制度の審査手続の合理化 法公布後6ヶ月以内施行 監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底 ○ 所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に適合しない新築等の計画に対する監督(指示・命令等)体制を強化
戸建住宅等	戸建住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け 法公布後2年以内施行 設計者(建築士)から建築主への説明の義務付けにより、省エネ基準への適合を推進 ○ 小規模(延べ面積300㎡未満を想定)の住宅・建築物の新築等の際に、設計者(建築士)から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付けることにより、省エネ基準への適合を推進
	大手住宅事業者の供給する戸建住宅等へのトップランナー制度の全面展開 法公布後6ヶ月以内施行 大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底 ○ 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保
<その他>	○ 気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 法公布後2年以内施行



建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較(規制措置)

	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続を合理化 ⇒ 監督(指示・命令等)の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への説明義務 トップランナー制度※ 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

2019年2月15日：閣議決定
4月23日：衆議院において全会一致で可決
5月10日：参議院において全会一致で可決・成立

2019年5月17日：法律の公布

概要周知・施行に向けた準備等

○概要説明会の開催等

○省エネ基準等の検討・公布

※総合資源エネルギー調査会省エネ基準等WG・社会資本整備審議会省エネ基準等小委員会合同会議で審議予定
※注文戸建住宅・賃貸アパートのトップランナー基準の制定のほか、法公布後2年以内施行に係る基準等の見直し（基準の簡素化・合理化）も実施予定

○政省令・告示の検討・公布

2019年11月予定：法公布後6ヶ月以内施行

○複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加

○マンション等に係る届出義務制度の審査手続の合理化

○注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加

詳細周知・施行に向けた準備等

○詳細説明会の開催等

○政省令・告示の検討・公布

2021年4月予定：法公布後2年以内施行

○中規模のオフィスビル等の適合義務制度の対象への追加

○戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設

○気候・風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向

2. 主な省エネ支援施策

3. サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の概要

4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要

5. その他

住宅・建築物に関する主要な省エネ支援施策(H31年度予算等)

	建築物	住宅
融資	—	【(独)住宅金融支援機構のフラット35S】 新築 改修 ○耐震性や省エネルギー性等に優れた住宅を取得する場合、当初5年間の金利を引き下げ ○認定長期優良住宅、認定低炭素住宅といった特に優れた住宅を取得する場合は、当初10年間の金利を引き下げ
税	【法人税／所得税／法人住民税／事業税】 新築 改修 ○中小企業が認定経営力向上計画に基づき一定の省エネ設備の取得等をし、事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除の特例措置。 本日 主題としてご説明する内容	【所得税／登録免許税／不動産取得税／固定資産税】 ○認定長期優良住宅化リフォーム、一定の省エネ改修を行った住宅について、所得税・固定資産税の特例措置 改修 ○認定長期優良住宅について、所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置 新築 ○認定低炭素住宅について、所得税・登録免許税の特例措置 新築 【贈与税】 新築 改修 ○省エネルギー性等に優れた住宅を取得等するための資金の贈与を受けた場合、贈与税の非課税限度額を500万円加算
補助	【サステナブル建築物等先導事業】 新築 改修 ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による)	【サステナブル建築物等先導事業】 新築 改修 ○先導的な技術に係る建築構造等の整備費、効果の検証等に要する費用等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による)
	【地域型住宅グリーン化事業】 新築 ○中小工務店において認定低炭素建築物等とすることによる掛かり増し費用相当額等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による)	【地域型住宅グリーン化事業】 新築 改修 ○中小工務店においてゼロ・エネルギー住宅等とすることによる掛かり増し費用相当額等 【補助率】1/2(補助限度額は条件による)
	【既存建築物省エネ化推進事業】 改修 ○既存建築物について躯体改修を伴い省エネ効果20%以上が見込まれるとともに、改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たす省エネ改修の費用等 【補助率】1/3(補助限度額5000万円/件等)	【長期優良住宅化リフォーム推進事業】 改修 ○既存住宅の長寿命化に資するリフォームに要する費用等 【補助率】1/3(補助限度額100万円/戸等)
	【省エネ街区形成事業】 新築 改修 ○複数建築物においてエネルギーを面的利用するためのエネルギー供給設備・エネルギーマネジメントシステム等の省エネ関連整備費等 【補助率】1/2(補助限度額5億円/件等)	【省エネ街区形成事業】 新築 改修 ○複数建築物においてエネルギーを面的利用するためのエネルギー供給設備・エネルギーマネジメントシステム等の省エネ関連整備費等 【補助率】1/2(補助限度額5億円/件等)

※1 長期優良住宅：長年にわたり良好な状態で使用できる耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性、省エネ性等を備えた良質な住宅として、認定を受けた住宅

※2 低炭素住宅：高い省エネ性能等を備えたものとして、認定を受けた住宅・建築物

10

本日ご紹介する補助事業の種類と公募スケジュール

事業名称		第1回募集	第2回募集(予定)
サステナブル 建築物先導事業	省CO ₂ 先導型	4/15～5/29	8/2～9/18
	気候風土適応型	4/22～6/5	7/22～9/2
	木造先導型	4/15～5/27	8月頃
	次世代住宅型	4/16～5/24	7/8～8/9
既存建築物 省エネ化推進事業	建築物の改修工事	4/15～5/27	7/16～8/28
	省エネルギー性能 の診断・表示	4/22～9/27	—
省エネ街区形成事業		未定	—

11

1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

前年度からの変更点

※青字は第1回募集からの変更点

	項目	詳細内容
①	LCCM住宅部門における全体設計承認の導入	<p>「LCCM住宅(※)部門」について、全体設計承認で認められたものについては、採択された年度を含めて原則2年以内に完了する事業を対象とします。なお、令和元年度(第1回)にLCCM住宅部門で事業採択された事業者は、第2回のLCCM住宅部門には応募できません。</p> <p>※ライフサイクルカーボンマイナス住宅: 住宅建設時のCO₂排出量も含めてCO₂収支がマイナスとなる住宅</p>
②	普及・啓発活動への協力について明記	<p>補助を受けた者は、シンポジウムへの参画や事例集の作成等において、設計・施工に係る技術・ノウハウの公開等に協力いただくことになる旨を明記しました。</p>
③	積極的に評価する多様な価値を創造する取り組みを追加	<p>「SDGs未来都市」を踏まえた持続可能なまちづくりの取り組み、スマートシティモデル事業を踏まえた取り組みを追加しました。</p>
④	実績報告時に提出する補助対象部分の支払いを証明する書類に送金伝票等を追加	<p>「補助事業実績報告書」とあわせて提出する必要がある補助対象部分の支払いを証明する書類として、領収書に加えて送金伝票等を追加しました。 ※送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写し等をいいます。</p>
⑤	一般部門(非住宅)の環境効率の評価に関して積極的に評価する取り組みを追加	<p>CASBEE-ウェルネスオフィスでの評価結果を提出した場合、積極的な取り組みとして評価します。</p>

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO₂プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

※先導性:技術的先進性かつ普及性

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅	
	一般※	中小規模建築物	一般※ ¹ (共同、戸建)	LCCM住宅※ ² (戸建)
新築	○	○	○	○
改修	○	—	○	—

その他、省CO₂に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

※1 一般とは、「中小規模建築物」以外の建築物(非住宅)、「LCCM住宅」以外の住宅(共同住宅、戸建住宅)

※2 令和元年(第1回)のLCCM住宅部門で事業採択されていない事業者を対象とします。

【事業の要件(共通)】

募集要領 P.7~

- ・それぞれの部門で定められた**省エネルギー性能を満たし**、省エネルギー性能の**表示を行うもの**。
- ・運用後のエネルギー使用量の計測、CO₂削減効果実証に関する**計画書を提出するもの**。
- ・平成31年度に**事業着手**するもの。
- ・住宅・建築物プロジェクト総体として省CO₂を実現し、**先導性に優れている**プロジェクトであること。等

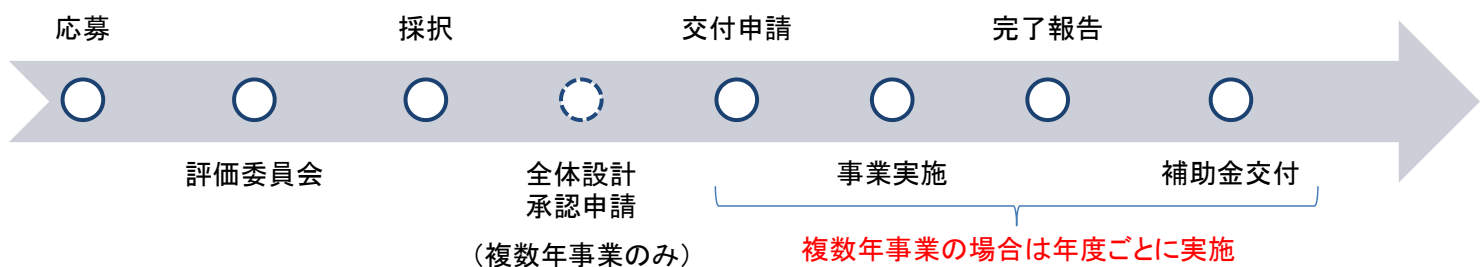
14

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

【各部門の概要】

建築物(非住宅)		住宅	
一般部門(非住宅) 対象事業 省CO ₂ に優れたリーディングプロジェクトで、 有識者委員会 で評価されたもの 対象業者 建築主、建築主と連携して導入する者等 補助金額 設計費・建設工事費等の1/2 補助上限 原則 5億円 /プロジェクト 応募要件 先導性があるリーディングプロジェクト	中小規模建築物部門 対象事業 中規模建築物のうち、 要件を満たし、かつ、評価を得られたもの 対象業者 建築主、建築主と連携して導入する者等 補助金額 設計費・建設工事費等の1/2 補助上限 5億円 /プロジェクト 応募要件 CASBEE Sランク、BELS 5つ星等	一般部門(共同・戸建住宅) 対象事業 省CO ₂ に優れたリーディングプロジェクトで、 有識者委員会 で評価されたもの 対象業者 建築主、建築主と連携して導入する者等 補助金額 設計費・建設工事費等の1/2 補助上限 原則 5億円 (戸建: 300万円 /戸) 応募要件 先導性があるリーディングプロジェクト	LCCM住宅部門(戸建住宅) 対象事業 新築戸建住宅のうち、 要件を満たすもの 対象業者 戸建住宅を供給する事業者 補助金額 設計費+建設工事費の かかり増し費用の1/2 補助上限 原則5億円 (125万円 /戸 かつ かかり増し費用の1/2) 応募要件 LCCO ₂ が0以下かつ、ZEH要件に適合かつ、CASBEE B+以上

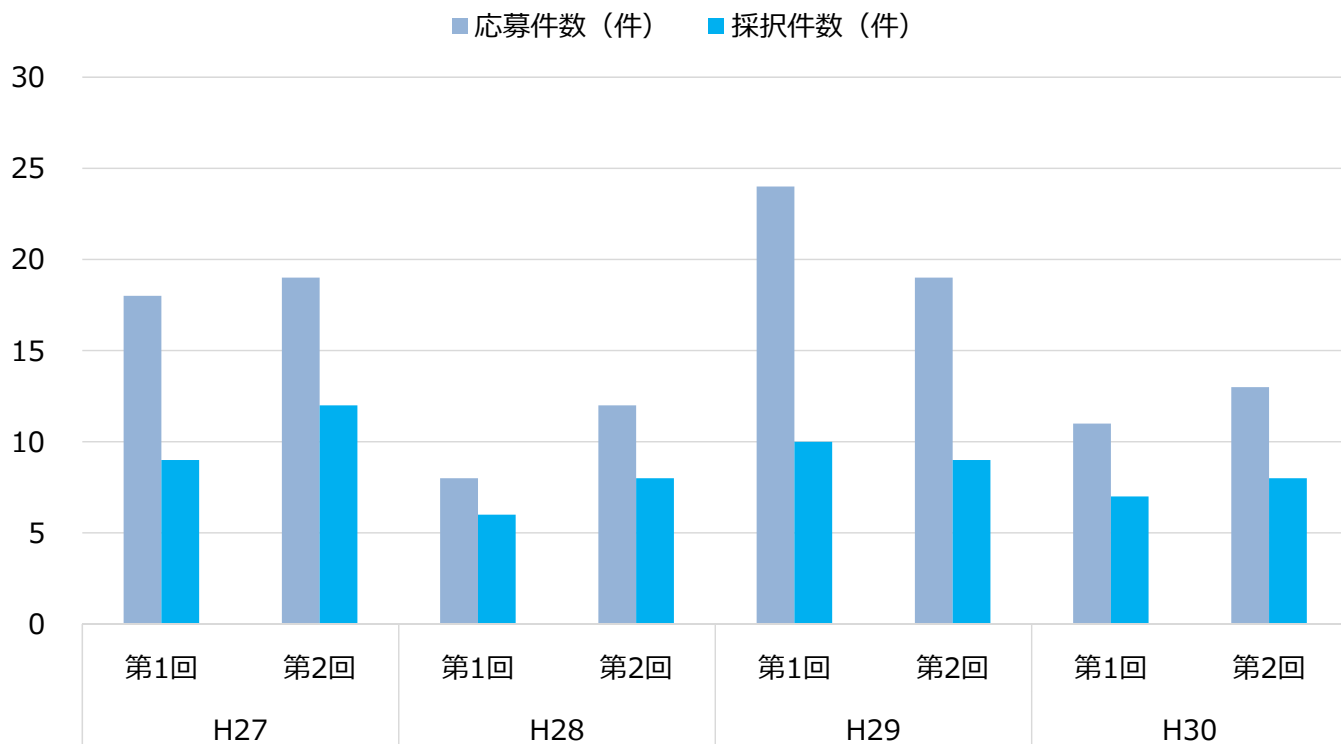
【事業の流れ】



15

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

【採択実績の推移】



※LCCM部門を除く

省CO₂先導型 一般部門(非住宅・共同住宅・戸建住宅)

【対象となる事業】

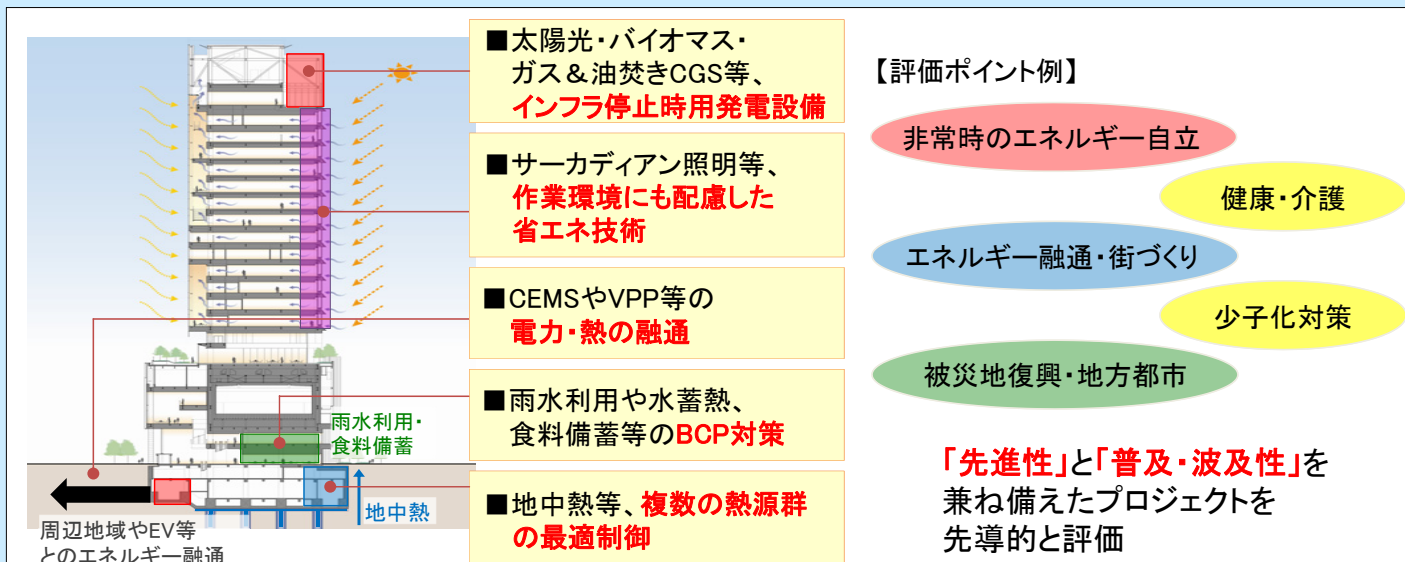
募集要領 P.9~

非住宅(中小規模建築物部門を除く)、共同住宅、戸建住宅(LCCM部門を除く)の新築・既築プロジェクト

【評価項目】

- ・省CO₂技術の適用、応用に工夫が認められ、他のプロジェクトへの波及効果・普及効果が期待されるもの
- ・住宅・建築物プロジェクト総体としての省CO₂実現に向けた取り組みであるもの。
- ・省CO₂にかかる多様な分野、段階、規模、地域等の取り組みであるもの。 等

【省エネ・省CO₂の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ(一般部門・非住宅)】



省CO₂先導型 中小規模建築物部門(非住宅)

【対象となる事業】

募集要領 P.11~

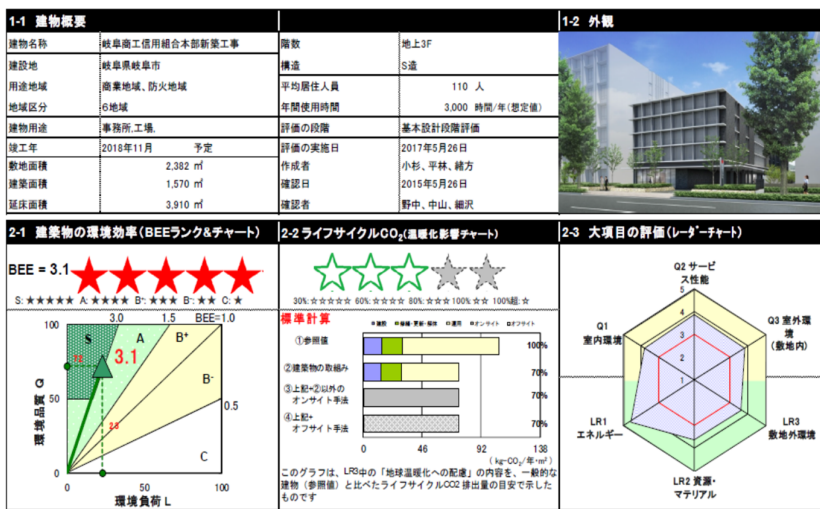
延面積が、概ね5,000m²以下(最大でも10,000m²)未満の中小建築物における新築プロジェクト

【評価要件】

下記の全てを満足するものかつ、省CO₂の波及、普及に資するリーディングプロジェクトを評価

- ・総合的な建築物の環境性能について、CASBEEのSランク相当の性能を有するもの
- ・省エネルギー性能について、BELSの5つ星の性能を有するもの
- ・上記2項目については、第三者評価を取得するものであること
- ・先導的な省CO₂技術(普及途上、過去に採択済み及びその類似の技術でも可)をバランス良く導入するもの 等

【採択事例】



建物用途	事務所
延床面積	3,910 m ²
BEI	0.60
BPI	0.80

平成29年度第1回サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型) 岐阜商工信用組合本部新築計画(株式会社竹中工務店)

18

省CO₂先導型 LCCM住宅部門(戸建住宅)

【サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の概要と目的】

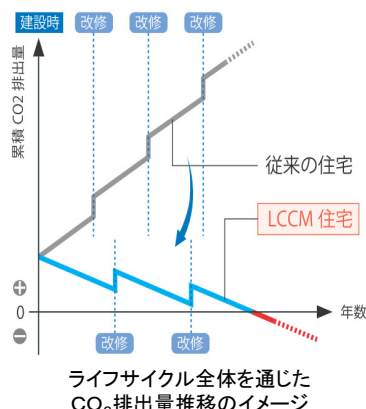
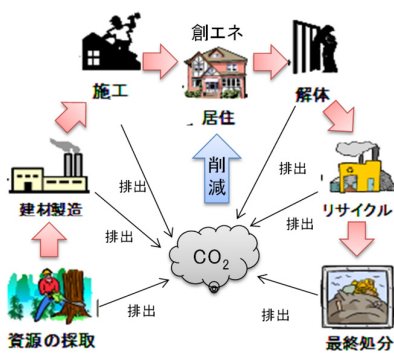
省エネ・省CO₂の実現性に優れ、先導性の高い住宅・建築物プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

※「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【LCCM住宅とは】

使用段階のCO₂排出量に加え、資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅



【LCCM住宅部門の概要】

募集要領 P.12~

一定の要件に該当するLCCM住宅を新築する事業を先導性の高いプロジェクトとして支援

OLCCM住宅の例

LCCM住宅デモンストレーション棟(建築研究所内)



【主要要件】

- ① LCCO₂を算定し、その結果0以下となるもの
- ② ZEHの要件をすべて満たすもの
- ③ CASBEEのB+ランク又は同等以上の性能を有するもの(ただし、長期優良住宅認定を受けるものはこの限りでない) 等

【補助対象工事】 高断熱化・高効率設備に係る工事等

【補助率】 補助対象工事の掛かり増し費用の1/2

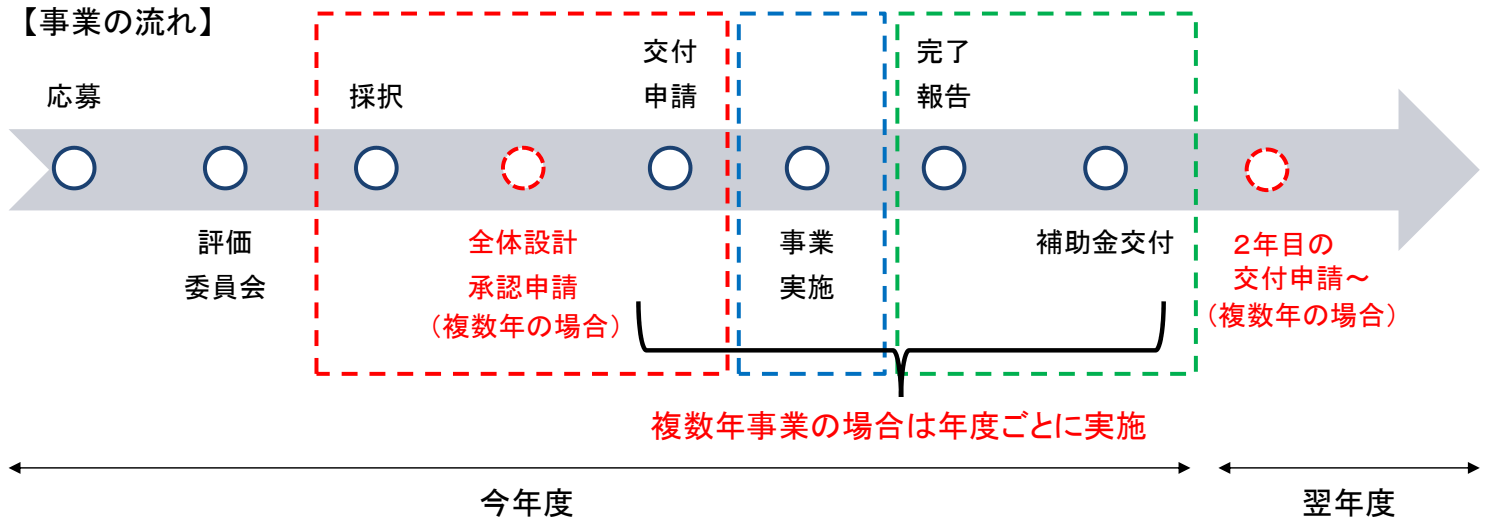
【補助限度額】 125万円/戸かつ5億円/プロジェクト

19

LCCM住宅部門における全体設計承認の導入について

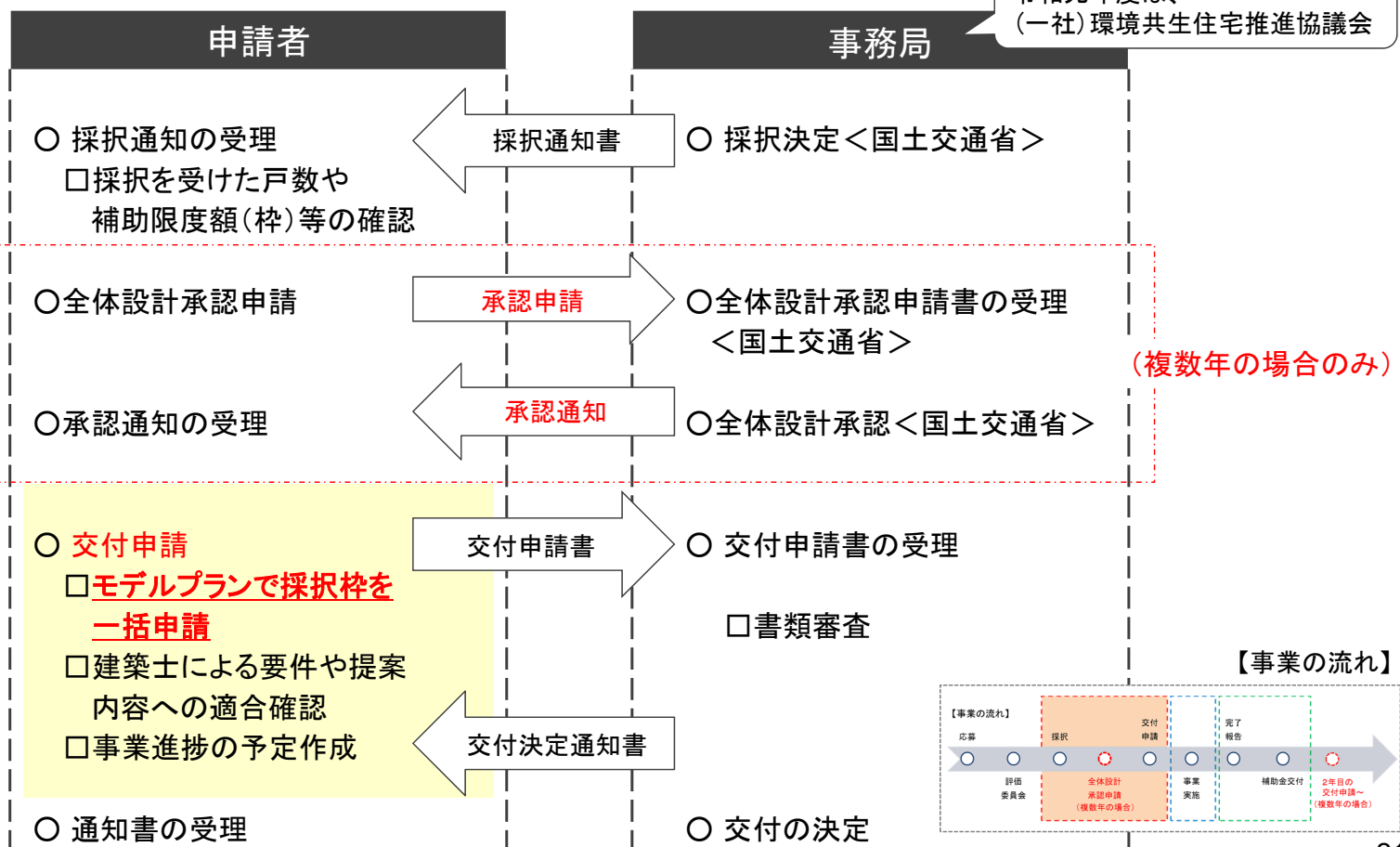
- 補助事業の実施にあたっては、原則、採択を受けた年度中に事業を完了させる必要があります。
- 一方、LCCM住宅部門において、**複数の住宅整備を通じプロジェクト全体で効果検証を行う**など、事業期間が長期にわたるものについては、国土交通省の**全体設計承認を受けた場合**において、**2か年にわたる事業の実施**が認められることとなりました。
- この場合、年度ごとに交付申請や完了実績報告の手続きを行う必要があり、各年度において実施した事業の出来高については、**各年度の完了実績報告期限**までに報告する必要があります。なお、各年度において2年目に実施する住宅整備については、事務事業者への公募申請を要さないことから、**年度当初(4月)からの事業着工が可能**となります。

【事業の流れ】



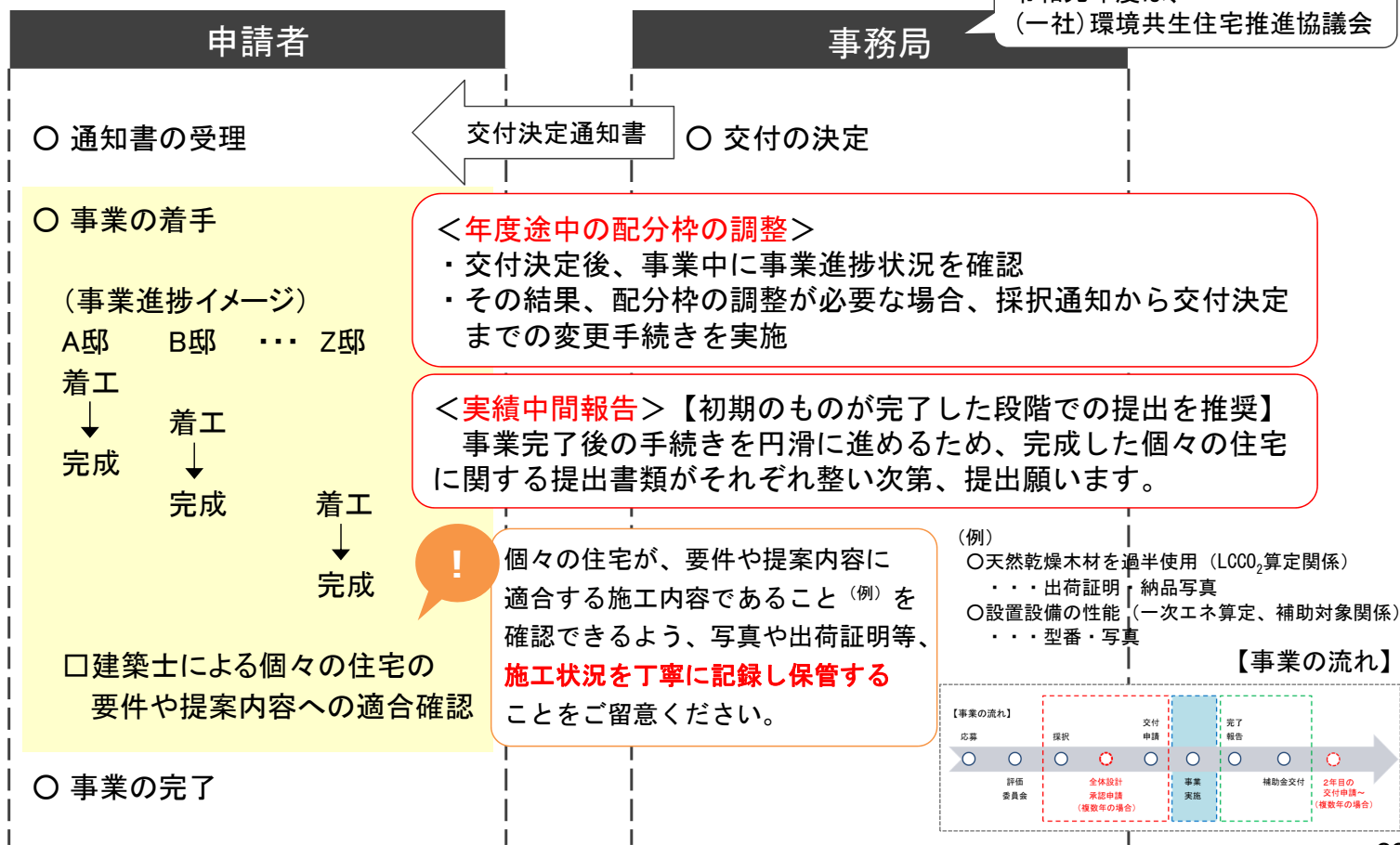
LCCM住宅部門(戸建住宅)における運用フロー①

【採択通知の受理～交付申請】



LCCM住宅部門(戸建住宅)における運用フロー②

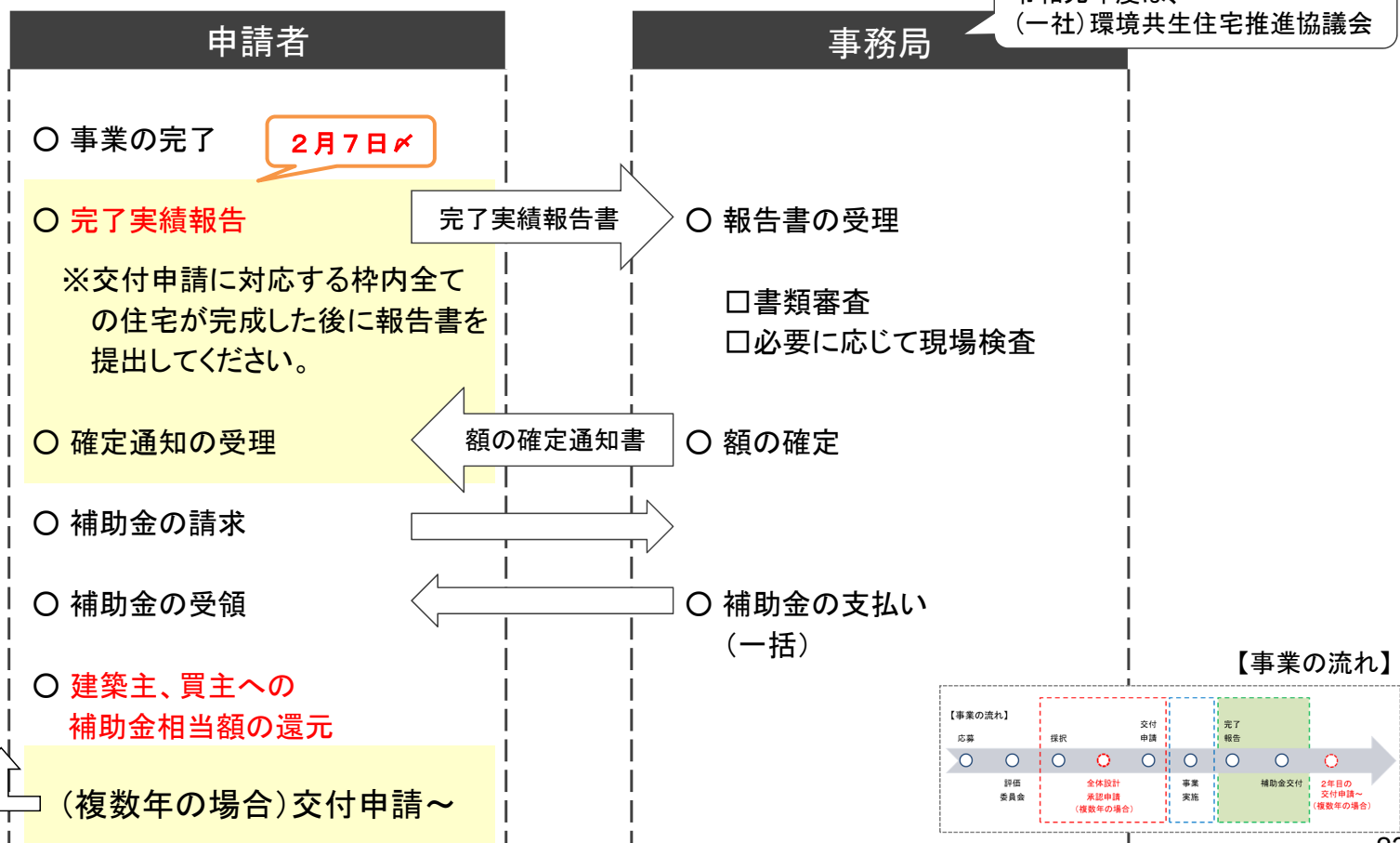
【事業の着手】



22

LCCM住宅部門(戸建住宅)における運用フロー③

【完了実績報告～建築主、買主への補助金相当額の還元】



23

- <https://www.kenken.go.jp/shouco2/index.html> にホームページが開設されております。 募集要領 P.6
- 「募集要領、QAの掲載」や「審査結果と過去事例の紹介」等が掲載されています。
- 過去事例の紹介では、これまで実施された技術が紹介されておりますので参考として下さい。

【ホームページ画面】



【過去採択事例の技術紹介】



1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向
2. 主な省エネ支援施策
3. サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の概要
4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要
5. その他

	項目	詳細内容
①	改修前後の省エネ効果に関する事業の要件を変更	省エネ効果に関する事業の要件について、建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して 20%以上 の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること(ただし、躯体(外皮)の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする)という内容へ変更しました。
②	事例集等への情報提供の協力を事業の要件に追加	事業完了後のアンケート調査票の提出や、作成する事例集等への 情報提供に協力 いただくことを事業の要件に追加しました。
③	積極的に評価する多様な価値を創造する取り組みを追加	「 SDGs未来都市 」を踏まえた持続可能なまちづくりの取り組み、 スマートシティモデル事業を踏まえた取り組み を追加しました。
④	実績報告時に提出する補助対象部分の支払いを証明する書類に送金伝票等を追加	補助対象部分の支払いを証明する書類として、領収書に加えて 送金伝票等 を追加しました。送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写し等をいいます。
⑤	大幅な経費の変更や事業の取り下げ等に関する留意事項を追加	補助事業に要する経費の大幅な減額や、当該事業の中止・廃止に伴い採択または交付申請を取り下げ的可能性がある場合、個別に国土交通省及び事務事業者に対し、その 理由・事情に関するヒアリングを受ける必要 があります。

既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)

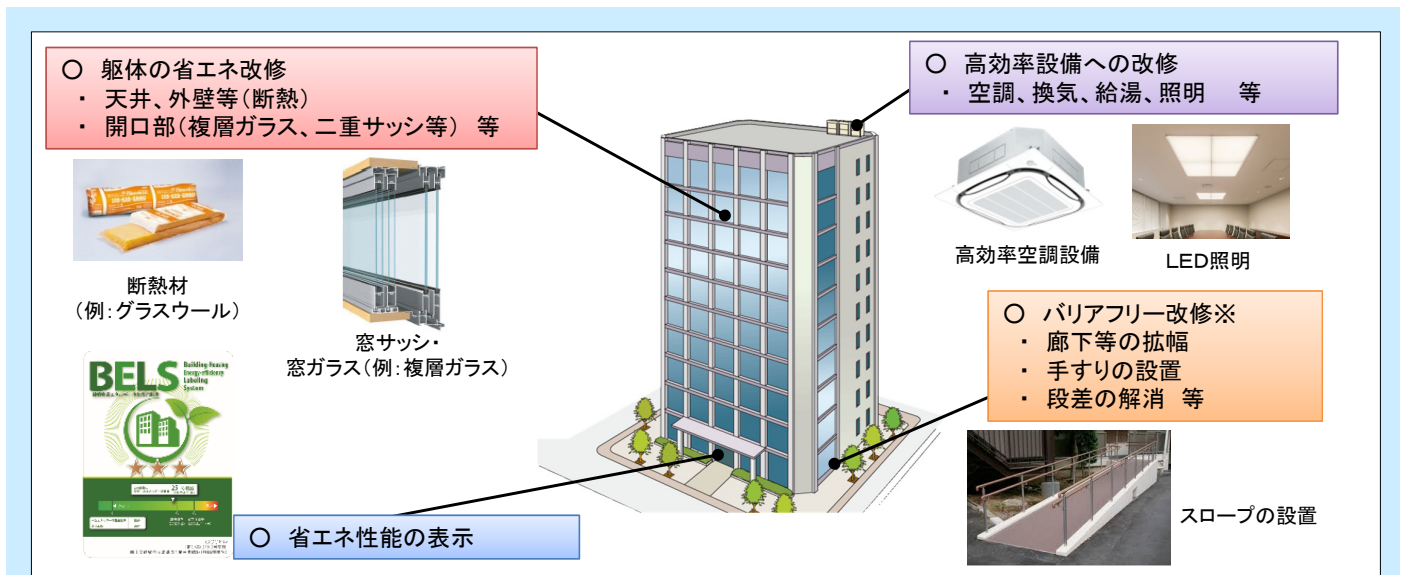
平成31年度予算:99.83億円の内数

【概要と目的】

民間等が行う省エネ改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示をすることを要件に、国が事業の実施に要する費用の一部を支援する。

社会全体の建築物ストックの省エネ改修等を促進することを期待。

【建築物の改修工事における支援対象のイメージ】



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

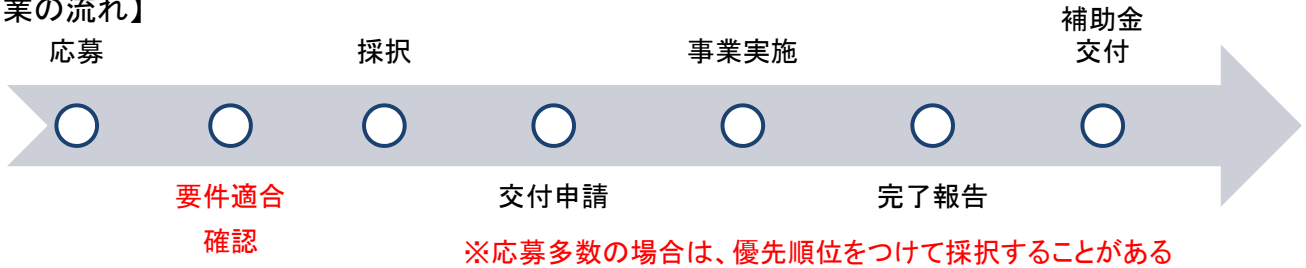
既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)

【応募要件】

募集要領 P.6~

- ・以下の要件を満たす、建築物(非住宅)の改修工事
 - ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
 - ② 改修前と比較して**20%以上**の省エネ効果が見込まれること(躯体の改修面積が20%超の場合は、15%以上)
 - ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
 - ④ 改修後の建築物の省エネ性能を表示すること
 - ⑤ エネルギー使用量の計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むこと
 - ⑥ 省エネルギー改修工事、バリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること
 - ⑦ 採択年度中に着手し、原則として当該年度に事業を完了すること
 - ⑧ 改修後に耐震性を有すること
 - ⑨ 事例集等への**情報提供**に協力すること

【事業の流れ】



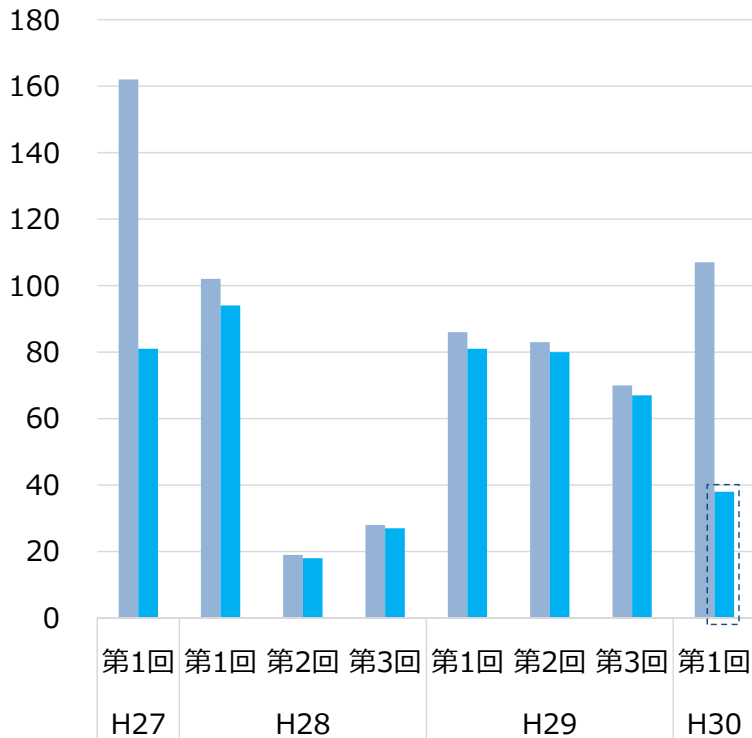
【補助額等】

- <補助対象> (省エネ改修工事・バリアフリー改修工事・エネルギー計測等・省エネ性能の表示)に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
バリアフリー改修を行う場合にあっては、当該省エネ改修の補助額を限度に、その費用として2,500万円加算

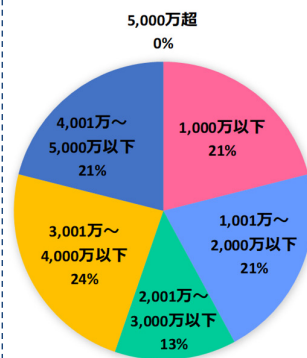
既存建築物省エネ化推進事業(建築物の改修工事)

【採択実績の推移】

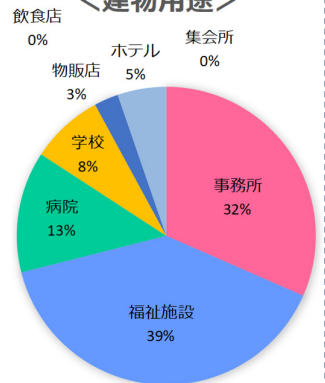
■ 応募件数 (件) ■ 採択件数 (件)



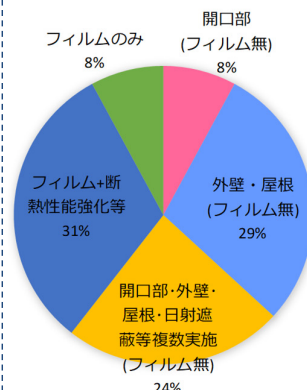
<採択金額>



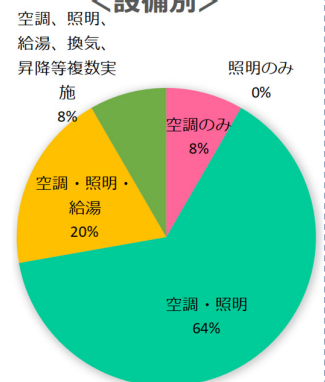
<建物用途>



<躯体改修>



<設備別>



改修を伴わない場合における既存**住宅・建築物**の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

【事業の要件】 300㎡以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。

※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。

(基準適合認定表示、BELS等)

【補助率】 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

【募集期間】 4月22日～9月27日

■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

<波及効果の高いものとして想定される取組み※の例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

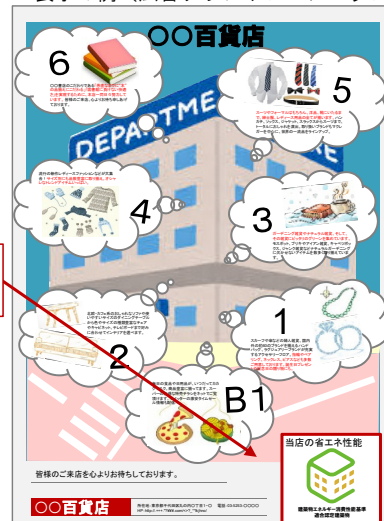
- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取組みと連携して表示を活用
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等) 等

★事例の詳細は下記HPIに記載

http://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizonh29-seinouchindan_dl.html#saitakujirei

※取組みの波及効果については、専門家等の判断による。

■表示の例(広告チラシやフロアマップ)



1. 住宅・建築物の省エネ・省CO₂に関する施策動向

2. 主な省エネ支援施策

3. サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)の概要

4. 既存建築物省エネ化推進事業の概要

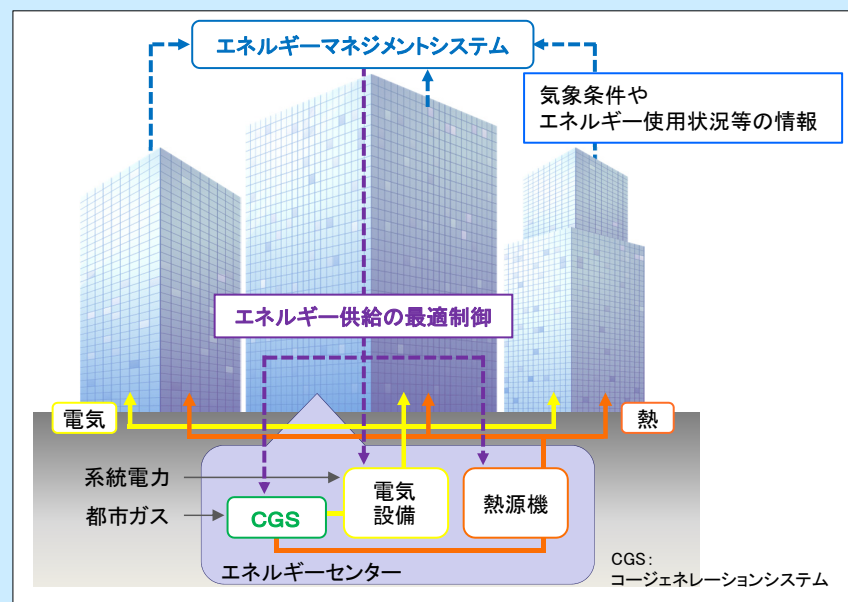
5. その他

【概要と目的】

複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定を受けているプロジェクト(エネルギーマネジメントシステムを導入しているものに限る)を民間等から募り、支援を行う

街区全体として高い省エネ性能を実現し、当該技術の普及啓発に寄与することを期待

【街区全体として高い省エネ性能を実現するプロジェクトのイメージ】



＜対象とするプロジェクトの要件＞

- 建築物省エネ法に基づく**複数の住宅・建築物で連携した取組に係るエネルギー消費性能向上計画認定**を受けていること
- 複数の住宅・建築物へのエネルギー供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムを導入すること 等

＜補助対象＞

- 複数の住宅・建築物にエネルギーを供給するための**省エネ設備(コージェネレーションシステム等)の整備費**
- エネルギーマネジメントシステムの整備費等

＜補助率＞ **補助対象工事の1/2**

＜限度額＞ 1プロジェクトあたり**5億円**

サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)

気候風土に応じた木造住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

気候風土適応分野(地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅)の概要

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の建設に対して、国が掛かり増し費用の一部を補助。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助額

【建設工事費】
気候風土に適応した環境負荷の低い住宅とすることによる掛かり増し費用の1/2の額。ただし、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とする。

● 対象プロジェクト

伝統的な木造建築技術を応用しつつも、省エネ化の工夫や現行基準で評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、長期優良住宅や低炭素住宅と同程度に良質なモデル的な木造住宅の建設。

※専門家による評価委員会により、審査を実施。

● 現行の省エネ基準では評価が難しい環境負荷低減を図る取組(想定)

縁側の両側のガラスと障子等によるダブルスキンで断熱効果を向上

通風など建築計画の工夫による冷房負荷等の低減

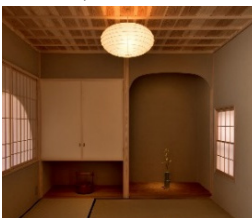
地域材の多用

◆ 補助対象住宅のイメージ

○ 外観のイメージ



○ 内観のイメージ



○ 土壁で外断熱とした施工のイメージ



木造化に係る住宅・建築物のリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。

木造先導型の概要

(1) 多様な用途の先導的木造建築物への支援

先導的な設計・施工技術が導入される実用的で多様な用途の木造建築物等の整備に対し、国が費用の一部を助成。

● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費】

先導的な木造化に関する費用の1/2以下。

【建設工事費】

木造化による掛増し費用の1/2以下。

(ただし算出が困難な場合は建設工事費の15%)

※ 補助額の上限は原則合計5億円

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造建築物
(公募し、有識者委員会により選定)

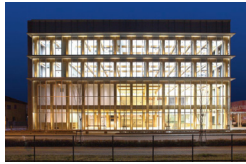
- ① 構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入
- ② 使用する材料や工法の工夫により整備コストを低減させるなどの、木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの
- ③ 建築基準法上特段の措置を要する一定規模以上のもの
- ④ 多数の者が利用する施設
- ⑤ 設計・施工に係る技術等の公開の実施等

《採択実績》 **合計89件** (平成22~26年度までの前身事業の実績を含む)

(近年の年度別) 25年度:7、26年度:6、27年度:8、28年度:18、29年度:9、30年度:12



CLT工法による木造ホテル



木質ハイブリッド構造部材を使用した耐火建築物

(2) 実験棟整備への支援と性能の検証

CLT等新たな木質建築材料を用いた工法等について、建築実証と居住性等の実験を担う実験棟の整備費用の一部を助成。

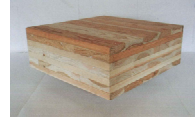
● 補助対象事業者

民間事業者、地方公共団体等

● 補助額

【調査設計費及び建設工事費】

定額(上限30百万円)



CLT(直交集成板)パネル CLT工法による実験棟

● 対象プロジェクト

下記の要件を満たす木造の実験棟
(公募し、有識者委員会により選定)

- ① 木材利用に関する建築生産システム等の先導性を有するもの
- ② 国の制度基準に関する実験・検証を行うもの
- ③ 公的主体と共同または協力を得た研究の実施
- ④ 実験・検証の内容の公表
- ⑤ 実験・検証の一般公開等による普及啓発等

(概要)

・子育て世帯・高齢者世帯など幅広い世帯のニーズに応える住生活関連の新たなビジネス市場の創出・拡大の促進を図るため、健康・介護、少子化対策等に寄与するIoT技術等を活用した住宅の実用化に向けた課題・効果等の実証を行う事業に対して支援を実施。

事業概要

【対象事業】

住宅において、IoT技術等を活用して住宅や住生活の質の向上に資する取組の実用化に向けた課題・効果等の実証事業を実施するもの。

【補助率】 1/2

【限度額】 5億円 等

<住宅や住生活の質の向上に資する取組テーマ>

高齢者・障害者等の自立支援

高齢者や障がい者等にとって、プライバシーが確保されつつ、自立的な日常生活(建具等の自動開閉、移動支援、自力での入浴や排泄)を可能とする住宅や、災害時の自立的な避難(災害情報の通知、避難のための経路確保・移動支援)を可能とする住宅・サービスの実現

健康管理の支援

高齢者等にとって、プライバシーが確保されつつ、病気の早期発見を可能とし、なるべく長く健康かつ自立的な生活を送ることを可能とする住宅・サービスの実現

防犯対策の充実

居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、子どもをはじめとする居住者の安全・安心の確保を可能とする住宅・サービスの実現

コミュニティの維持・形成

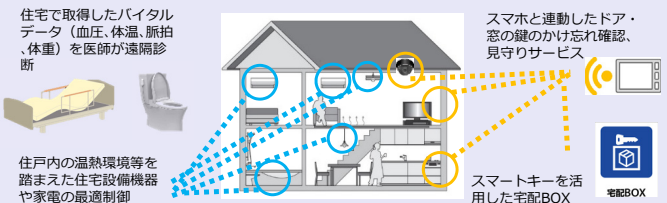
居住者の個人情報・プライバシーが確保されつつ、高齢者等が地域のサポートや繋がりといった共助を得られる仕組みや、マンション居住者同士でのサポートや繋がりといった共助が促される住宅・サービスの実現

家事負担の軽減・時間短縮

住宅のレイアウト変更や掃除、メンテナンスの容易性を前提とし、子どもにとっての安全性にも配慮して、家事負担(子どもの見守りを含む)の軽減を可能とする住宅・サービスの実現

物流効率化への貢献

住宅のセキュリティや居住者のプライバシーを確保しつつ、不在再配達物の削減を可能とする住宅・サービスの実現



効果

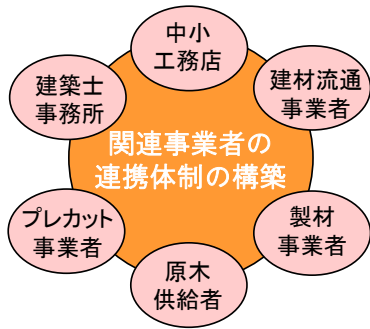
○ 住生活の質の向上

○ 住生活関連の新たなビジネスの成長

(概要)

・地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の断熱改修の促進を図るとともに、当該木造住宅の整備と併せて行う三世代同居への対応等に対して支援を行う。

グループの構築

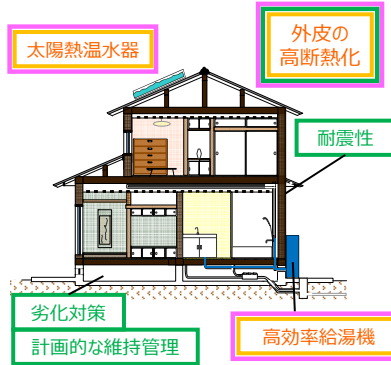


共通ルールの設定

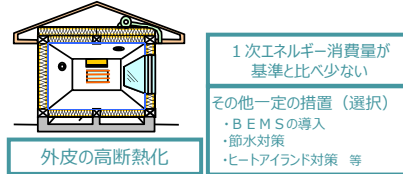
- ・地域型住宅の規格・仕様
- ・資材の供給・加工・利用
- ・積算、施工方法
- ・維持管理方法
- ・その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ



補助対象（建築物）のイメージ



長寿命型	補助限度額
長期優良住宅	110万円/戸 ※1
高度省エネ型	
認定低炭素住宅	110万円/戸 ※1
性能向上計画認定住宅	110万円/戸 ※1
ゼロ・エネルギー住宅	140万円/戸 ※2
※1	4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸
※2	4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸
・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算 ・三世代同居加算 …… 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算	
省エネ改修型	NEW!!
省エネ性能が一定程度向上する断熱改修	50万円/戸
優良建築物型	
認定低炭素建築物など一定の良質な建築物	1万円/m²（床面積）